

平成27年白川町議会第2回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 平成27年6月17日（水）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員派遣について

日程第4 一般質問

日程第5 承第1号 専決処分した事件の承認について

専第1号 平成26年度白川町一般会計補正予算（第6号）

日程第6 承第2号 専決処分した事件の承認について

専第2号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第7 承第3号 専決処分した事件の承認について

専第3号 白川町税条例等の一部を改正する条例について

日程第8 議第30号 白川町職員の給与の臨時特例に関する条例について

議第31号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について

日程第9 議第32号 平成27年度白川町一般会計補正予算（第1号）

3. 出席議員 1番 嶋田有康君、 2番 藤井宏之君、 3番 服部圭子君、  
4番 加藤邦之君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴木正次郎君、  
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 今井昌平君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	教育長	瀬瀬政昭君、
参事	佐藤滋君、	総務課長	今井智也君
町民課長	安江寿一君、	保健福祉課長	高木昇君、
農林課長	伊佐治優君、	建設環境課長	今井俊君、
教育課長	嶋崎恒典君、	会計管理者	安江文郎君

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	今井由美君、
書記	多賀昇君、	書記	田口栞君

7. 会議の経過

（議長 9番 今井昌平君）

○ 議長 おはようございます。第2回白川町議会定例会に皆様ご出席ご苦勞様でござ

います。

27年度としては最初の定例会議であります。4名の議員の一般質問と条例の改正、簡易水道の増補工事請負契約など、重要な議題があります。充実した議会でありますようお願い申し上げ、冒頭のあいさつとします。

本日の会議中、CCNETによる中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知置きください。

- 議 長 　ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議 長 　ただ今から平成27年白川町議会第2回定例会を開会します。
- 議 長 　会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。  
(事務局長 杉山哉史君)
- 事務局長 　平成27年3月16日、第1回定例会閉会以降の諸般の報告をした。  
　　なお、地方自治法施行令第145条第1項の規程による「報第1号 一般会計の継続費繰越計算書」、地方自治法施行令第146条第2項の規定による「報第2号 一般会計の繰越明許費繰越計算書」、地方自治法施行令第150条第3項の規定による「報第3号 一般会計の事故繰越し計算書」が町長から議会に報告されましたのでその写しを、また、平成27年3月25日、4月27日及び5月26日に執行されました例月出納検査の結果が、監査委員から議長宛に報告されましたのでその写しを、地方自治法第243条の3第2項の規定により、「株式会社美濃白川クオーレの里財団」、「有限会社白川町農業開発」、「有限会社てまひまグループ」、「有限会社白川野菜村チャオ」、「一般社団法人美濃白川楽集館」、「株式会社佐見とうふ豆の力」の6つの法人から平成26年度事業報告書、収支決算書及び平成27年度事業計画書並びに収支予算書が提出されましたので、その写しをお手元に配布しております。よろしくお願ひ致します。以上でございます。
- 議 長 　ただちに本日の会議を開きます。  
　　◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議 長 　日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議 長 　会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、  
　　1番 嶋田有康君、2番 藤井宏之君を指名します。  
　　◇日程第2 会期の決定
- 議 長 　日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議 長 　お諮りします。  
　　今期定例会の会期は、本日から21日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか  
　　(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって会期は、本日から19日までの3日間と決定しました。
- 議 長 ここで町長から発言の許可を求められていますのでこれを許します。  
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 それでは議長さんの許しを得ましたので、発言を致したいと思います。  
本日、第2回定例会を招集しましたところ、議員全員のご出席を賜り、ありがとうございます。  
季節を表す72候のこの頃を、梅の実、黄ばむと言ひ、梅の実が熟す頃となりました。そもそも日本では、奈良時代まで花見といえ梅の花をめぐる事であったそうです。それくらい深く親しまれていたのでしょうか。完熟して木から落ちるほどになった梅の実は、砂糖によくあい、甘党の私には格別なものです。この梅も近年食生活の変化から、緑茶と同じよう消費が低迷しているようです。  
一方、今地方創生の事業展開の中、古くからの伝統文化、食や産物の見直し、掘り起しが注目されています。特に健康志向と結びついた食材は人気があるようです。それらには共通して物語り性があり、その地ならではのという特徴があります。スモールビジネスの原点かと考えます。  
観光事業の3本柱は、観る・買う・食べるであります。日本中どこへ行っても同じようなものばかりの感がします。上京した折は必ず各県のアンテナショップ回りをします。そんな中に高知県に碁石茶というのがあり、近年人気急上昇中です。これはお茶の漬物です。これにも物語があり、近年とぎれかかっていたものが復刻した例でもあります。  
白川町観光協会のポスターが大変評判が良いと聞いております。制作して1年余になりますが、中でも葛牧茶園のポスターは外国の方に人気があります。その風景も中山間地農業の不振、後継者不足のなか荒廃しようとしています。そこばかりでなく、立派な石垣の棚田等、先人が大切に残してくれた原風景が失われようとしています。数100年かけ築いてきたものが、そしてその心がわずか20～30年で崩壊してしまう、そんな社会でいいのか大きな疑問を持つものであります。  
地方創生とは、そうしたものの、考え方に価値を見出す事であると考えます。その価値観を全町民で共有したいものです。自慢したい自然や風景、守り続けてきた伝統文化、行事、住民だけが知る穴場などを世間遺産、街角遺産として守りたいと考えるものであります。  
それでは本定例会に提出いたしました諸議案について説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、専決処分した事件の承認について3件、工事請負契約の締結については2件、平成27年度一般会計補正予算1件の併せ

て6件の上程をしております。

承第1号は、専決処分をした平成26年度白川町一般会計補正予算（第6号）について承認を求めるものであります。この補正では1億5,600万円を追加し、補正後の予算総額を61億7,310万円とするもので、財政調整基金に1億円、地域情報化推進基金に1,500万円、地域振興基金に2,700万円、産業振興基金に1,200万円、教育施設整備基金に1,500万円の併せて1億6,900万円を積み立てるとしたほか、事業費の確定に伴い水源の里エネルギー活用推進補助金を250万円、間伐実施事業補助金を200万円、町債利子償還金を600万円減額するなどの調整を行いました。

歳入においては、地方譲与税、各交付金の確定に伴う調整と特別交付税の確定に伴い、地方交付税を1億7,954万円追加したほか、社会福祉関係篤志寄付金を342万円、ふるさと応援基金を1,355万円それぞれ追加、基金繰入金を5,800万円減額したほか、歳入金額の確定に伴う調整を行っております。

承第2号及び承第3号は、専決処分した条例の一部改正について承認を求めるとのものです。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、番号法改正にかかる個人番号、法人番号の既定の整備等について、また国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、課税限度額の引き上げ等についてそれぞれの条例の一部を改正しております。

議第30号及び第31号は、白川簡易水道中川浄水場と赤川簡易水道切井浄水場の増補改良工事請負契約の締結について、それぞれ議決を求めるものであります。

議第32号は、平成27年度白川町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正では、2,500万円を追加し、補正後の予算総額を60億円とするものです。総務費ではマイナンバー対応システム改修委託費として432万円を追加したほか、平成26年度3月補正で予算化した国の地域住民生活等研究支援交付金事業が採択されたことに伴い、重複する事業予算を整理するため、1,153万円を減額、また地域おこし協力隊員1名増員による関係経費256万円を追加、民生費では、老人福祉施設入所者の増加による負担金の追加414万円、白川北保育園の空調施設整備事業243万円を追加、農林水産費では、育樹祭関連事業交付金として60万円を、林道整備事業として350万円を追加、土木費では道路維持修繕事業を65万円追加、消防費では、土地開発基金で購入した切井消防詰所駐車場用地代458万円を追加、教育費では国の学校教育におけるICTを活用した事業採択を受けたことと、その他国庫委託金対象事業費の調整に伴い、教育研究推進事業を776万円追加したほか、そ

の他当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する歳入予算では、国庫支出金で番号制度事業費を266万円、学校教育におけるICTを活用した実習事業費を687万円、インクルーシブ教育システム構築モデル事業費を548万円それぞれ追加したほか、発達障害早期支援研究事業費を453万円減額、県支出金では、集落支援システム確立事業費、森林環境税事業費で90万円を追加、諸収入ではとうしん地域振興基金助成金、コミュニティ助成金などで296万円を追加したほか、平成26年度出納閉鎖の結果、実質繰越金が1億9,600万円余となったことから、繰越金1,054万円余を追加し収支の均衡を図りました。以上、今定例会に提案いたしました諸議案について、その概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと思います。幸いにして議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図ってまいる所存でございます。なにとぞ議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議長 お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、4名の通告があります。

なお、申し合わせにより、一問一答方式で行い、質問回数は一つの件名ごとに3回までとしますが、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

4番 加藤邦之君。

(4番 加藤邦之君)

○ 4 番 それでは議長に発言の許可をいただきましたので学校統合について一般質問させていただきます。

学校統合の問題については、昨年9月議会の嶋田有康議員の一般質問に対し、教育長は、小規模化による教育環境と、地域社会と学校との関連性という2つの問題を提示され、学校統合は白川町の将来を決める重要な問題であり、子供の未来のために、また白川町の未来のために話し合いの場をつくり、地域のコンセンサスづくりを行っていくと答弁されています。私も以前に、この問題について一般質問をさせていただきました。当時の岡本教育長の答弁では、小中学校については、現体制を可能な限り維持していきたいという方針でありました。どのような状況になったら統合に踏み切るかについては、加速度的に少子化が進み、国や県の学校統合に関わる政策的な動きが生じたとき、また、町の財政状況の悪化、住民の教育に対する不安が重なり、危機感が増した場合などが考えられ、最大の決め手は学校を支える地域住民の学校に対する想いであると答えておられます。前回の教育長の説明にもありましたが、文部科学省は公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きを策定し、本年1月27日に各教育委員会に通知しました。その主なポイントは、1つ目に、学校規模の適正化としてクラス替えができるかどうかを判断基準に、小学校では6学級以下、中学校では3学級以下の学校については、速やかに統廃合の適否を検討する必要があること、2つ目に学校の適正配置として、通学距離について、従来の小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準を引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は、おおむね1時間以内を目安とするという基準を加えたこと。以上の2点であると思われます。このように、標準を下回る規模の学校の対応を細かく定め、通学時間の観点を導入し、より遠方の学校との統合ができるよう条件緩和を行いました。これは、国の統廃合に関する政策的な動きが生じたと言えますし、議会の地域懇談会においても、住民から教育に対する不安など多様な意見が出されており、学校統合の問題は、本町においては避けて通れない大きな問題になっていると認識されます。そのような中、高い学力の背景にあるきめ細かな少人数教育や充実し

た読書活動、組織的な子供発達支援や、困り感のある子にとって助けとなる教育の実現を目指した授業のユニバーサルデザイン化への取り組み、小規模校の良さを最大限に活かした特色ある教育活動など、現況における取り組みに対し、教育長、学校長、先生、保育士さん方に感謝いたします。

さて、そこで改めて教育長に伺います。1つ目に、再確認の意味で小規模校・少人数学級のメリットとデメリット。2つ目に、少人数規模の学校の限界をどう考えているか。さらに3つ目として、地域住民とのコンセンサスづくりを具体的にどう行っていくのか。以上3点についてよろしくお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 瀨瀬政昭君)

○ 教 育 長 加藤議員の学校統合についての質問にお答えします。

議員から、白川町の少人数教育や読書活動、発達支援と授業のユニバーサルデザイン化への取り組み、小規模校のよさを生かした特色ある白川町の教育活動に対して、高い評価を頂きました。心より感謝を申し上げますと共に、更に一層白川町ならではの特色ある教育に取り組み、全国に向かって情報発信してこうと改めて思いました。御礼を申し上げます。

6月8日に、青森県青森中央学院大学の教授から電話がありました。白川町のホームページをみて白川町の小規模校のよさを生かした教育に関心をもち、訪問したいとのことでした。

また、蘇原小学校が、岐阜教育大学教授からの依頼で、6月13日に、全国規模の教育セミナーで、教授と共に授業のユニバーサルデザインの研究と授業実践を発表しました。参加された三重県の教育委員会の指導主事や大学等の研究者から、大変好評であったと校長の報告がありました。また、全国から白川町への参観希望があるのではないかと考えております。このように、白川町の教育は、議員が評価していただいたように、他から大変高い評価をいただいているものです。

本年度は、子供を突き放して学びを鍛える、そして子供のよさを見つけ、褒めて育てるを合い言葉に、少人数だからこその教育をさらに進めていきたいと考えております。

さてお尋ねの小規模校・少人数学級のメリットとデメリットについてです。文部科学省も示しておりますようにメリットは、1つ目は一人一人の勉強の状況を的確に把握できること、そして、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすいこと、2つ目は意見や感想を発表できる機会が多いこと、3つ目は様々な活動において一人一人がリーダーを務めるチャンスが多いこと、4つ目に運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使えること、5つ目に

教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすいこと。例えば、ICT機器や顕微鏡など高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能であること、6つ目に異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができること、7つ目に地域の協力が得られやすいため、郷土の人々の生活や産業など教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすいこと、8つ目に保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができることなどがあげられます。そしてデメリットとして考えられますことは、1つ目はクラス替えができないこと、2つ目はクラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと、3つ目はクラブ活動や部活動の種類が限定されること、4つ目は運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動や行事など、教育効果が下がること、5つ目には男女比の偏りが生じやすいこと、6つ目は体育の球技や音楽の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約があること、7つ目に教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られやすいこと、8つ目は問題行動にクラス全体が大きく影響を受けることなどが挙げられます。

文科省の手引では、このような小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討し、実施する必要があると言っています。そこで本町として取り組んでいる解消策や緩和策は、次のようなものです。兼務辞令の発令により、小学校の複式授業や中学校の免許外指導を解消することです。複式学級とは2学年が一緒に学級を編制する学級です。本町には4学級あります。普通、こういう学級では、一方の学年を担当が指導しているときは他方の学年は自習です。一時間の中でそれを交互に繰り返して、授業を進めるのが複式授業です。しかし本町では、自習をしなければならない複式授業は一切行っておりません。佐見においては、職員が小中を兼務して中学校の職員が小学校で自分の専門教科を指導しています。複式授業どころか教科担任制を実施しています。また、本町の中学校では、音楽や技術家庭の教員を三校それぞれに配置できません。ですから、白川中学校・黒川中学校・佐見中学校に配置した音楽と技術の免許のある教師がそれぞれの学校を兼務し、それぞれの中学校で免許外指導をなくすように本年度からしました。

2つ目としては単学級や複式学級のため、クラス同士が切磋琢磨する教育活動を行えないというデメリットを緩和するために、佐見小学校・白川北小学校・白川小学校が、一つ所に集まって授業を行う集合授業を本年度から実施します。生活科や総合的な学習、社会科、体育、音楽など、集合授業として年間計画に基づいて実施します。集まって行う授業は何回もできません。そこで事前や事後の学習を位置づけながら、点である授業を線や面にする工夫をしようと考えております。文科省は「人口減少社会におけるICTの活用による、



教育の質の維持向上に係る実証事業」を立ち上げました。そこで本町は、課題として、先に示しました点を線や面にするために、この事業に応募しました。その結果、激戦を勝ち抜きまして6月15日、正式に採択通知が届きました。全国で選ばれた13地域の一つに白川町が選ばれました。岐阜県では本町のみのおようです。この事業は『過疎化や少子高齢化が進む人口過少地域において、ICTの活用により、遠隔地間における児童生徒の協働学習の充実や、社会教育施設等と連携した遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究を実施すること』を目的としています。更に、佐見小・中学校においては現在、小規模校を存続させる場合の教育活動の高度化をめざす文科省の「少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業」に応募するよう、校長を中心として計画等の準備を始めています。佐見小の高学年と佐見中学生の全員にタブレットパソコンを与えて、国のめざす教育の高度化を目指そうとするものです。2つ目として少人数では学習効果が期待しにくい教科での合同授業の実施をはじめます。音楽や体育などは、少人数ですと指導しにくい側面があります。そこで本町では、学習指導要領で、二学年にまたがって目標と内容の示された教科を二学年合同で授業を行うこととしました。このように小規模であることによるデメリットを解消したり、緩和したりするための取り組みと同時に、メリットを最大限に生かす取り組みを行っております。

その1つは、0歳から中学校を卒業するまで子どもの成長を見届け、支援するシステムの構築とその運用、2つ目はインクルーシブ教育の実現に向けて、授業のユニバーサルデザイン化の実践的研究です。この2つは26年度に文部科学省から認められ支援を受けて本年度も継続して取り組んでおります。この研究成果は昨年、日本LD学会で報告し、高い評価をいただきました。本年度も、この学会の審査が通りまして、発表する運びとなりました。白川町の取り組みが全国に情報発信することとなります。例え田舎にあっても臆することなく全国に向かって情報発信することは、白川町の保育園や小中学校に活力を与え、それが子どもの教育に反映するものだと思っております。この活力の源は8校の校長がいることにあると思っております。それぞれの校長が必死になって、特色ある教育活動をしようとする切磋琢磨する環境があるからだと思いません。

2つ目の質問、小規模校の学校の限界についてです。私は、学校の限界を子どもの数や学級数だけで論じてはいけないのではないかと考えています。学校とは子供の教育の場であると同時に、地域のコミュニティーの精神的支柱であり、地域住民の絆を確かめる場であるとも言えるべき側面を持っています。公立

の学校であれば、子供が一人でもいる以上、その状況における最高の教育を行う使命があるのではないかと考えております。

3つ目の質問の地域住民とのコンセンサスづくりについてお答えします。各公民館を中心にして、美濃白川四季彩カフェや青少年育成推進協議会などで、がやがや会議のようにして実施し、意見を集約しております。公民館だより等を使って参加者募集をかけ、年間トータルで24回計画し、現在までに4回終了しており、延べ52人の参加を得ました。メインテーマは白川の子供たちのよりよい教育環境のために何が必要かとして、スポーツ環境・家庭環境・学校環境・子どもの遊び等をサブテーマにして発展型ワールドカフェとして実施しています。こういった取り組みを通し、地域のコンセンサスづくりを行っていきたいと思います。来年度からは、総合計画の後半期に入ります。こういった動きをさらに進め、地域のコンセンサスづくりをさらに行っていきたくて考えております。

以上ご質問の3点について、お答えいたしました。何とぞご理解をいただきたいと思っております。

- 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。加藤邦之君。  
(4番 加藤邦之君)
- 4 番 どうもありがとうございました。最初に小規模校のメリット、デメリットの話をされたんですが、ちょうど八つずつということでそろったなという感じですが、私も文部省がだしている、例えば大規模校のメリット、デメリットを調べたんですが、例えばメリットなんかを考えますと、集団の中で切磋琢磨することを通じて、一人一人の能力を伸ばしやすい。常にデメリットは、全職員による生徒一人一人の把握が難しくなりやすいという、非常に曖昧な言葉を使っておるんですね。大規模な学校が決していいというか、その土地によってあれですが、教育長さんが言われました小規模校が大規模校に比べて、例えば切磋琢磨しにくい、クラス替えが無いということなんですけども、この件については、僕らの時代は当然クラス替えというのがあったわけですが、地域によって温度差があるんですが、クラス替えが無いという事が、確かにマイナス部分もあるかもしれないですが、保育園からずっと中学校まで同じ人と子ども達が成長していくことが全部が悪いということはないと思います。例えばピンポイントで聞いただけですのでこれが全部とは言いませんが、ある親さんが私も少数人数ですごい辛かった。要するに子供たちの、例えば一桁の人数になれば、それぞれの人間関係の中で苦しいわけですね。だけどそれが高校へ行ってすごい弾けていっぱい友達できて、高校へ行ってうれしかった。その親さんの子供さんも同じようにそういうことを言っておられます。それを聞いた時に、決して

それを、これは僕の勝手な自論なんですけども、少人数の中で子供たちはひょっとすれば大人社会にある人間関係の中の、ここまで踏み込んでいいとかそういうものをひょっとしたら学んでいるかもしれない。例えば社会にでて、大きな企業に入れば別ですが、小規模企業に入った時に同じ人間と付き合いかなければいけないわけですね。そうすると、そういうものもある程度鍛えられるのではないかという勝手な自論ですけども、そういう面では一概に少人数であるから駄目だということも言いにくいなというふうで、ちょっと付け加えたいと思います。

質問ですが、さっきメリット、デメリットについては言われたのですが、2つ目の質問の少人数の限界ですね。教育長は人数が少なくなっても、極端な話どういう意味で言われたかわかりませんが、一人になっても学校というものを維持していきたいという思いであると思いますが、その点についてもう少し詳しくお聞きしたいということと、それから地域コンセンサスについてですが、がやがや会議とかいろいろやってみえるということなんです、私は統合という問題は、最初の質問でも言ったように避けては通れない道なので、ある程度計画性をもって、例えば3年間、3年間は難しいかもしれませんが5年間、5年間のスパをもって地域の中でいろんな意見を聞いてその訳を集約して、やっぱりそれは住民がどうするかとか、それからその辺の長期的な部分ともう一つは短期の部分で、それは教育長が言われたように今その小規模校だからさっき言われましたように、文部省から今度非常に注目されていると。もし注目されてそんなにすごいんだったら、白川町で教育を受けたいという子が来るかもしれない。それは楽観的にポジティブに考えて。そうすれば人口も増えるという循環も湧いてくるわけですね。片方では長期的に統合を踏まえた意見を聞きながら、短期的には今のペースで頑張ってもらおうという2つの道を考えてみられたらどうかなというふうに思うわけですが、私の勝手な考えで申し訳ないですが2点についてお願いします。

○ 議 長 再質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 瀬瀬政昭君)

○ 教 育 長 はい。1つ目の長期的な展望にたった学校の統廃合についての考えを示すということに関してですが、これについては当然やっていかなければならないというふうに思っています。先ほども少し申し上げましたように、総合計画の後半期が来年度、28年度からありますので、その5年間の中でどういう展望の中でそれを考えていくかということについては検討していきたいと思っております。

2つ目ですが、学校の小規模校の限界という問題については非常に難しい問



いうのは現実でございます。その中で先般県の教育長さん、ちょうど6月のはじめでございましたけれども、面会する機会がございました。それと可茂教育事務所の熊崎所長さんとも度々懇談をする機会がでございます。その折にお二方とも申されますのは、白川町の学校教育の内容はそれぞれ本当に頑張っておみえになりますよという、そういうお褒めの言葉を度々いただいております。しかも県の学力検査等がありますけれども、その中のトップが白川町にあるんだというような話までいただきました。これはあまり公表されないのが事実でございますけれども、ほんとにメリットが今充分活かされておるなという感じがいたします。将来合併ということも当然考えなければいけないのですが、その合併を考えた時に、白川町だけでいいのかということも1つ課題になってくるのではないかと思います。隣の東白川村も含めた、そういったことも当然視野にいれなければいけないことだろうというふうに思います。先ほど避けて通れないということでございますけれども、現実には文科省よりは財務のほうが尻を叩いておるのが現実でございます、そんなに遠くない時点で、国が相当な指導力が入ってくるのではないかと心配しているという語弊がありますけれども、そんな気もいたしますので、これについてはやっぱり基本的には住民の皆さんの判断に委ねたいとは思いますが、方向性としては教育委員会と共に同じ方向でございますので、連絡は当然密にしておりますけれども、今後についてもいろんな国の施策を導入しながら、まずデメリットを解消が近々の課題だというふうに思っておりますので、その方向で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○ 議長 答弁が終わりました。よろしいですか。

4番 加藤邦之君の質問を終わります。

次、6番 鈴木正次郎君。

(6番 鈴木正次郎君)

○ 6番 ただ今議長さんのお許しをいただきましたので、私は今回老朽化した農業基盤の整備と課題についてという事で質問をさせていただきます。

私はこれからの町の大きな課題として、あの成長期に整備された各種のインフラ、既に今年度においては大規模な水道の改修が行われますように、そういうインフラの設備や農林業施設の老朽化に伴う改修、修繕工事の必要性が考えられます。特にその中でも農業基盤の根幹である農道や水路等について、修繕、補完工事を行うべき時期にきている施設が多く見られますが、私たちの取り巻く状況は極めて不透明な中で、何とか現状を維持、そして少しでも向上させていく妙案はないものかと考えているのは、私だけではないと思います。そんな中で、近々に迫った課題について、町の考え方を問うものであります。

私は話が分かりやすく、ここで特定の地区名を申し上げますけれども、これは町全般的にこういう問題があるんじゃないかということから、話をしたいと思います。まず私たちの蘇原地区、今から28年前に県営圃場整備事業によるいわゆる土地改良事業が施行されました。完工までには随分な時間がかかりましたけれども、その28年前とといいます大変長い間の経過で、各々の施設が劣化してまいりました。とりわけ農道の舗装等に修繕の必要箇所が多く見受けられます。ここでもう少し詳しく例をあげさせていただきたいんですが、私たちの今直面している営農団地、3つの自治会の農家が加入しておりますが、例を挙げるならば、耕作面積が10町歩ほど、農道の全長が約3キロあります。そして面積に換算しますと約1万平方キロ、膨大な面積であります。この修繕工事費を今の工事単価で概算しますと、約3,000万円もの費用が必要となる計算になります。そこで、一度に多額の費用をかけることはできないからといって、これから10年も15年もかけて、毎年少しずつ修繕をしているということでは現状よりもさらにその施設は悪くなってしまい、そして費用も多くかかるという、悪循環になると考えられます。このような箇所は私は今、例を挙げましたけれども、町内各所に沢山あるというふうに考えます。そこで農道というのは圃場と一緒に、農業の生産基盤であるということと同時に、今ではやはり地域の生活道としても重要な位置づけがあることを考えると、早急な対策が必要ではないでしょうか。

現在、国や県の補助金がない町単独補助事業は、補助率は事業費の2分の1、しかも1事業あたり100万円の補助額が限度となっており、この限度額や補助率の見直しが必要だと思われませんが、これから増大すると思われる各種の修繕、補完工事にどのように町は考えておられるかお考えを伺いたいと思います。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 伊佐治優君)

○ 農林課長 それでは、6番 鈴木議員の質問、老朽化した農業基盤の整備と課題について、お答えいたします。

平成26年度までに白川町で整備された農地面積は、昭和39年に完成した団体営ほ場整備事業「野原地区」を始まりとして国・県の補助事業を活用した基盤整備38箇所、559.8ヘクタール、畑地の整備13箇所63.2ヘクタール、合計で623ヘクタールを整備しております。この整備の中にはそれぞれ道路、用水路、排水路が整備されており、平成9年完了の県営ほ場整備事業「蘇原地区」整備後約15年を迎えた現在、施設の老朽化、維持は大きな問題と考えております。

ご質問の農道の管理について、舗装の新設事業は国、県の各種補助事業を利

用して実施してまいりましたが、補修に関しては、国、県の補助制度は無く、町の単独事業での施工となります。町の単独補助事業は、受益面積1ヘクタール以上、受益戸数2戸以上、事業費200千円～1,000千円以下が採択要件で、補助率は2分の1です。事業費については、事業効果を勘案し最大200万円、倍額まで認めることができる制度です。現在、町内5団体と協定を結び交付しております、多面的機能支払交付金、以前の農地・水直接支払交付金や中山間地域等直接支払交付金制度は、平成26年に農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が成立し、両方の制度を併せて日本型直接支払制度として実施されることになり、財源の確保がされました。この制度の中では、農業用施設の維持補修がメニュー化されており、未舗装の農道舗装や部分的な舗装補修ができますが、全線、全巾の再舗装補修は対象となりません。

ご質問にあるように、町内には農道や用水施設、排水施設など膨大な農業用施設を有しており、その維持管理は膨大な経費が必要と考えられます。現在、日本型直接支払交付金が国、県の補助金と町費を加え、町内の5団体に毎年約8,500万円近く交付されております。この交付金を関係地域で有効に活用し、農業用施設の向上化、長寿命化に取り組んでいただきたいと思います。

各地区の施設の保全状況はそこに住む集落の皆さんが一番理解されていると思います。後継者不足、高齢化など問題も抱えている現在、地域で農地を守ることを集落の皆さんで今一度検討していただき、今後の農地、農業施設の維持管理に結び付くようお願いし、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい、6番鈴村君。

(6番 鈴村正次郎君)

○ 6 番 ありがとうございます。今、答弁の中に多面的機能向上化等の支払制度だとか、直接支払交付金制度等についての説明がありましたが、この事業については既にどの地区も約10年、多面的機能についてはまだ新しいですけれども、それぞれ対応してきたわけですけれども、私はこの中山間地直接支払制度の金額では、町の全額を言われると大変大きな金のようにみえるわけですが、それは分散されて僅かな金であります。ですから大規模修繕とか改修をやろうとしてもなかなかそこに及ばないところでもあります。ですから、私は地域の場合はいろいろな補助制度があって、補助制度や分担金制度があるわけでいいわけなんです。今町としては修繕とか修理、そういうことに対してはちょっと条例の整備が遅れてきているんじゃないかと、当然新規事業よりもむしろいわゆる修繕、改修工事の方が多くなるわけで、そこら辺のところでもう少し、今の答弁では条例の見直しをすとかそういうことの答弁はなかったように思います。ですからここらあたりで、私たちは現状にあわせた条例や規則を検討するとい

う時期にきてもいいんじゃないかと、そういうことを思うわけであります。ですから私はそのお答えがいただきたいというふうに思うわけで、現状の規則や条例にのっとってだけなら今言われたとおりでありますから、私たちも理解しております。その辺の前向きなお考えはあるかないかお答えいただきたいと思ひます。

○ 議 長 再質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ただ今の再質問に対してでございますけれども、条例整備ということでございますが、まず今私ども先にやらなければいけない、当然事業優先度というものがございます。限られた予算金額の中で何を優先すべきかということになってこようかと思ひます。今国は先ほど言われましたように、例えば農道に關しましては橋の点検が義務化されておひまして、それについて義務化がされておひますけれども5年に1回点検をしなければいけないんですが、財源をどうするかという大きな問題がございます。国は点検をせよというんですけれども残念ながら財源が伴わないのが現実でございます。農道にしてしかりですから町道もしかりですし、林道にしては更に条件が非常に厳しい状況になってきておひるわけです。そんな中で今条例化をして、当然条例化をすれば予算措置もとらなければいけないという現実に対しましては、今それにお答ひするだけの財力をはっきり言つてござひませぬ。そんな中で例えば私どもがこの事業を通して少しでも有効に国から来たお金を利用しようかという思ひの中で、確かに舗装したい、うちの集落におひいてもそうなんですが、舗装したいけれどもまだ田んぼへ行く農道が舗装されてない部分がかんりございます。それに対して自己負担がどうしても出来ないという事で断念しておひるのが現実でございますので、はっきり言えばお金が無いということで申し訳ないですが、現実そういう状況だというふうに理解しておひります。

○ 議 長 答弁が終わりました。再々質問ありますか。はい。

(6番 鈴村正次郎君)

○ 6 番 町長さんのお答ひよくわかりますが、舗装がしてないところもあるからというお話ですが、私たちも当然二十数年前にこの土地改良をやつた時に厳しい状況の中で舗装をやつておかないと大変なことになるという事でやつてきたわけです。それが今老朽化してきておひるわけなんですから、そこら辺をやつぱり考へる必要があるんじゃないかと。これは私は執行部だけの責任じゃなく、私たち議員も現状をやつぱり踏まえながらいろんなことを提案していく必要があるんじゃないかというふうに思ひます。

地元負担金については、条例があるから私は承知しておひりますからその辺の



ことは十分ですけれども、これからの時代に、もう一度言いますけど、農道は農家だけが負担するべきものでもないというふうに私は思います。ですからやっぱり地域の生活道としての位置づけをしっかりと考えていただくことが大事ではないかなと、そんな思いでおりますのでよろしくお願いしたいと思います。

- 議長 再々質問が終わりました。答弁を求めますか。参事。  
(参事 佐藤滋君)
- 参事 生活道路というものは住民の生活に直結した道路でございますので、優先順位は高くなっていくと思います。鈴木議員が言われますように、農道で整備されたものの中でも町道に昇格されたものもありますので、その辺はしっかり整理しながら、町道に格付けされたような農道で整備されたものについては町道の方の適正な維持管理が、国の方では強じん化計画というのがありますのでそういうものにひっかけて行っていきたいと思いますし、農道に対しての維持、修繕もこれからでてくるとは思います、国の方の全面的な維持修繕の事業がないということでもありますので、そういうものについては議員の皆様と一緒に国へそういうものに対する事業の創設を行っていただくように要望していく必要があると思います。これは農道、林道、町道もひっくるめて、今後の課題であると思いますので、今後検討していく必要があると思いますのでよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは6番 鈴木正次郎君の質問を終わります。  
次に、2番 藤井宏之君。  
(2番 藤井宏之君)
- 2番 ただ今、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。  
私はピンチをチャンスに変える定住化の促進ということについて、3点程質問させていただきます。  
まず1つ目ですが、昨年国はまち・ひと・しごと創生法を制定しました。これは、人口減少問題の克服と題して少子高齢化の進展に的確に応じ、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持して行くとして制定されました。これを受けて本町では、地域住民生活等緊急支援交付金を受ける為、地方創生先行型として4, 110万円と地域消費喚起・生活支援型として11, 580万円の補正予算を3月に組、議会での承認を受け、27年度に入って事業として取り組んでおられます。まずここで地域版総合戦略策定事業、移住・交流推進事業、定住推進事業、記憶に残す白川の里事業、地域ふるさと定着促進事業、ICT推進による観光振興事業、女性のチャレンジ支援事業、美濃白川茶の国内・海外販路開拓事業、有機農業の推進体制強化事業、そして、地域消費喚起型のプレミアム付き地域振興券事業、白川ポイン

ト会消費喚起型事業、それぞれスタートしたばかりではありますが進捗状況を説明願いたいというふうに思います。これが質問のまず1点目です。

2問目の質問ですが、2月の議会議員協議会での説明では、3月補正で組んだこれらの事業は、27年度に行う事業として計画していたのを、まち・ひと・しごと創生法の制定により、前倒しをしたと言うように聞いております。まだ、全てが計画通りに進んでいない状態のなか、また、来年度の国の方針も示されていない中での事業計画を立てる地域版総合戦略策定事業の審議会等の動きも、ようやく今月からスタートした状態と聞いております。広く、地域住民の声を反映できるような住民懇談会の機会を計画され、住民の意見が地域活性化に盛り込まれるような審議会にして頂きたいと思っております。この点について質問します。

3問目ですが、現在行われている議会地域懇談会でも、皆さんが言われます人口減少問題等について、働く場所が無いと言う意見が多く聞かれました。これから人口が段々と減っていく中で、働く場所が無いと言うのは誠に深刻な問題であります。逆に人口減少によって働く人も無いと言われるのももっと深刻な問題であります。地位版総合戦略策定審議会ではこうした問題に対してもこれから取り組んで行かれるわけですが、私の考える働く場づくりの提案の一つとして、わが町の基幹産業である木材を主とした木造住宅建築に対してです。住宅建築に関わる工事業者は、下請け業者も含めると数倍に上ります。住宅に関わる人たちは、そのほとんどが技能者であります。その技能者の中でも大工職については濃飛建設職業開発校・通称大工訓練校として今年で19年目を迎え、今までに110人余りの大工を養成してきました。平成22年の統計調査では、白川町の建設業に従事している就業者数は863人と全体の20%を占めており、県下でも古くから有数な住宅産業を支える建築業者も多く現存しております。またそれに付随して各種の職人さんが多い町でもあります。私も建築業に携わっている関係もありますが、私は白川町は職人の町として位置付けたいと以前から思っておりました。住宅建設に関わる職種は、基礎工事・大工工事・屋根工事・板金工事・建具工事・衛生設備工事・電気工事・造園工事・外構工事・塗装工事・内装工事・設計など多種多様な職業の集合体といっても過言ではないと思いますが、これらの職種の方々は我が町白川には全て揃っており、下請けとして地域の基幹産業を支えて頂いております。そこで下請と言われるそれらの職人を大工の養成と同じく養成が出来ないかと提案します。これは特に職業訓練校を作れというものでなく、例えば白川町に移住・定住したいと思う人が、手に職を付ける為に瓦屋さん就職した場合、例えば月額5万～10万円の支援を5年間する。その職人さんが5年後には独立する。そして

地域の産業を支える人となる。このような事を条件に支援していけば、働く場を探さなくても自らが独立・起業を目指してこの地で頑張れるのではないかと思いますし、この町の基幹産業を支える職人としての役割は大きいと思います。但し、これは移住者・定住者ばかりでなくUターン者、新卒者でも支援できるのではと重要な事かと思えます。移住・定住のサポートとも言える事業化も知れませんが、収入に対する支援・働く場づくり策としても大事なことであると思えますので、このことについて質問します。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長 藤井議員さんのピンチをチャンスに変える定住化の促進についての質問にお答えします。

3月定例会でお認めいただきました地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する事業は、地域における景気の脆弱な部分にスピード感を持って対応し、直面する課題への実効ある取組みを行うことが目的とされています。この2つの目的に応じ、地域消費喚起・生活支援型の事業と、地方版総合戦略の策定・地方創生に関する事業の先行実施に対する事業とに分けられ様々な事業を展開しています。1点目のご質問にあります、それぞれの進捗状況について、大きな枠組みでは11の事業となっており、他課で執行されているものもございしますが、私のほうからそれぞれの進捗状況についてご報告させていただきます。

少し長くなりますが、ご了承いただきたいと思えます。まず、最初に地方版総合戦略の策定事業についてでございますが、この地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に、市町村は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を、国及び都道府県の戦略を勘案して定めるよう努めなければならないと努力義務として規定されています。この戦略は平成27年度から31年度までの5年間について計画しますが、財政支援を受けるためには、この戦略に計画付けされている必要があり、全国の団体がその策定を行っています。まち・ひと・しごと創生の始まりが人口減少であったことから、この戦略と合わせて将来に向けた人口ビジョンも策定することとされており、各種の統計資料の分析など、コンサルタント業務委託し、既に様々な調査を開始しています。総合戦略の策定については、平成27年度中に策定することとされていますが、本町では、平成28度の予算編成に向け11月頃を目途としています。執行部内の素案作成の段階では、若手の職員によるワーキンググループで叩き台を作成し、係長会議を経て、課長以上で構成される推進本部で最終的な集約を行うこととしています。この策定段階では、まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会における様々な分野からのご意見をいただくこととしておりますが、議会からは正

副議長さんに委員をお願いし、第1回の会議を6月10日に開催したところでございます。今後3回ほどの会議を開催する予定としております。

次に移住・交流推進事業でございますが、この事業では様々なものがございます。まず、移住交流サポートセンターについては、4月に役場分館2階の会議室を事務室として開設し、企画課地域振興係長と臨時職員、地域おこし協力隊員が勤務しています。センター業務は、主に2名が担当し、田舎暮らし体験住宅の運営や、情報発信、空き家バンクの運営を行っています。現在、7月からの本格的な運用開始に向け準備しているところです。また、移住希望者の方への「しごと」の部分に対するサポートとして、5月に美濃加茂公共職業安定所（ハローワーク）、商工会、町の3者で協定を締結し、それぞれの持つ情報の共有や提供を行っています。これにより、「住む場所」と「しごと」の情報が提供できるようになり、移住交流サポートセンターの運営がスムーズに進むものと思います。また、交流人口の増加を目指し、ツーリズムに関するワークショップを3月から4回開催しています。参加者は48名となっており、様々な分野の方々と意見交換をしながら、月に1回程度の開催により具体的な事業展開に向けて進めています。

次に、定住推進事業でございますが、まず、高校生のJR通学費助成では、年間2万円を限度として助成することとしていますが、現在112人の申請があり助成をいたしております。この制度は、白川口駅での定期券の購入を条件としており、開始当初は、既に美濃太田駅で購入された方もありましたが、趣旨を説明し理解いただき、さほど混乱はございませんでした。住宅新築支援事業については、以前からあった制度ですが、内容について現実に沿った利便性のよい制度になるよう現在改正中です。

次に記憶に残す白川の里事業でございますが、町内に実家があり、町外にお住いの方のお子さんなどを対象とした体験事業「まごまごふるさと留学」については、8月上旬に3日間の日程で計画し、6月の広報で募集を開始したところでございます。現在2名の応募がありますが、もう少しPRする必要があると考えています。町内の小学生に対する清流白川への回帰事業については、現在のところ具体的な日程や内容は決定していませんが、町内のNPO団体と打合せを行っており、各種の事業に参加を促す形での取り組みを計画しています。

次に地域人材ふるさと定着促進事業ですが、奨学金返還に対する助成を行い、町内での定住とIターンUターンを促進するものですが、現在9名の申請があります。この制度を知って本町に住むこととなった例はまだございませんが、今後、進学される高校生、中学生の方々にPRしていきます。また、移住交流サポートセンターによる移住支援の一つとしても情報発信してまいります。

次にICTによる観光振興事業は、現在WiFi設置についての設計中であり、夏の観光シーズンには間に合うよう進めております。また、外国人向けの観光パンフレット作成と、観光情報の口コミ推進に係る事業についても同様に進めています。

次に女性のチャレンジ支援事業は、7月の広報で起業講座とスモールビジネスチャレンジ交付金の周知を行い、希望者や団体を募集する予定です。現在、交付金の条件などについて、制度設計をしています。

次に美濃白川茶の国内・海外販路開拓事業については、茶業振興会に委託し、国内・海外販路の開拓を計画しています。白川茶の他産地との差別化や、市場流通の情報収集、アンテナショップなどを使った販路の再構築などを考えており、海外販路の開拓は、本年度は関係者による講師を招いた勉強会などを開催し、3年計画で海外への進出を検討しています。また、イタリア在住の邦人の方とコンタクトをとり、白川茶の普及活動を行う予定です。

次に有機農業の推進体制強化事業は、町内有機農業団体であるNPO ゆうきハートネットに事業を委託し、就農相談体制づくり、就農者へのサポート体制づくりを進めています。就農相談体制づくりでは、就農相談窓口を設置し、NPOや先進地有機農業者と連携した就農相談体制を確立する予定で、農業体験、交流イベントの開催、販売促進研修、生産技術・経営強化対策を計画しています。

就農者へのサポート体制づくりは、新規就農算入促進対策としてHPの拡充、チラシ・パンフレットの作成を予定しています。

次にプレミアム付き地域振興券事業は、4月27日の発売開始以来1カ月半余りが経過しました。3,203世帯に対し9,091セットの引換券を交付し、6月12日現在で1,395世帯、4,150セットの販売実績となっており46%程が販売済みとなっています。6月末が販売期限となっていますので、残りの期間で購入が進むよう、様々な方法で周知をしたいと思います。

次に白川ポイントカード会消費喚起事業は、5月から3倍ポイントセールを開始していますが、5月25日現在でポイントから計算した町内62店舗の売り上げは、45,877千円となっています。6月14日に第1回の満点カードの抽選会が実施され、抽選総数は1,009本となっています。第2回の抽選会は7月12日に実施予定です。以上が地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する事業の進捗状況でございます。

2点目の質問でございます、「まち・ひと・しごと創生総合戦略に関し、広く地域住民の声を反映できるようにということでございますが、今後、戦略を策定する過程では、18～39歳の住民、中学生・高校生、過去5年間の転入

者及び転出者の方にアンケート調査を実施いたします。また、昨年行いましたような各地区での広聴事業や、様々な団体、業種に対して個別にヒアリングも行う予定です。また、議会が行われています懇談会や、各地区の公民館が行っております四季彩カフェなどで出された意見も反映できるよう、主催される方からの意見集約と提案をいただきたいと思っています。

3点目のご質問にあります町内に働く場所がないということについてですが、先般ハローワークの職員の方とお話しする機会があり、求人募集をかけてもなかなか応募がないとのことでした。仕事がないというのは、雇う側がないのか、自分が希望する職種がないということなのか、実際には双方の意見が混ざっているのではないかと思います。

白川町の山林資源を元とした産業は、炭焼き、素材業、製材業、建築業とそれに関連する住宅建設に関わる様々な職種の方々が築いて来られました。しかしながら、住宅の建設様式も様変わりしています。これだけの木材がある白川町でも、新築される住宅は軽量鉄骨やプレハブ造りのものが目立つようになり、特に浴室は、木造家屋でも、そのほとんどがユニットバスではないでしょうか。また、屋根も瓦葺きから鋼板葺きのものが多くなった気がします。こういった変化は、左官業や、瓦葺き業を生業とされる方々にもかなりの影響があると思います。

さて、藤井議員さんのご提案にあります、新規に職人が働く場合、5年間の助成をとということですが、国や県の制度にも建設業関係の後継者支援策は、なかなか見当たりません。市町村では、山形県の庄内町で職業訓練校等での研修に係る経費や実技研修を実施する事業主に対する助成は行われていますが、勤める職人本人に対する助成は行われていません。町では、建築大工技能者等育成事業補助金として、住み込みで後継者を育成する事業主に対する助成があり、本人に対する研修助成として、白川町在住の青少年で、将来町内に在住して技能職に就業するため研修機関に入所する場合の奨学金制度があります。この奨学金制度は、技能職のすべてを対象としていますが、奨学金の額など内容は見直す必要があるかもしれません。また、この制度の周知も必要であると感じています。「白川町は職人の町」という藤井議員さんのご意見には同感ですし、今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略委員会の委員として、建築協同組合の副理事長さんにも参画いただいています。今後、各種のアンケート調査や、事業所でのヒアリングなどで意見を伺いながら、ニーズに合わせた施策を計画する必要があると思います。「しごと」を創ることは大変難しい課題です。これから働こうとする若い世代、移住しようとする方、Uターンで帰ろうとする方、様々なニーズにすべて応えるだけの仕事を創ることは困難ですが、今後は、大

企業ではなく、10人程度のスモールビジネス型の事業所が町内の各所にできることが必要なのではないかと感じています。以上で、藤井議員さんの一般質問に対する回答とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい、2番 藤井君。  
(2番 藤井宏之君)

○ 2番 ありがとうございます。特に私が建築だけにこだわっているのではなくて、こういう環境づくりをしてほしいなということで1つの例としてあげさせていただきました。やはり白川町は、よく地域懇談会でも以前言われましたが、PRが下手だと言われたこともあります。やはり白川町へ来ればこんな支援があるよとか、先ほども周知が徹底してないと言われましたが、どうかそういった周知の徹底をしていただいて、住民の皆さんにこうした制度もある、支援もあるんだということで、白川町が取り組んでいるということをもっと全面的に打ち出していただきとというふうに思います。

地域版総合戦略策定事業というのは、今月からスタートしたということですのでこの中で決められていくとは思いますが、先ほど言ったような提案も参考にさせていただきたいなと思いますし、これから5年間続くということですので、この5年間という1つの長期といえますかそれに対する計画目標というのは策定されて地域先行型に取り組んでおられると思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○ 議長 再質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。  
(企画課長 佐伯正貴君)

○ 企画課長 地域先行型で進めておる事業がございますけれども、何分突然降って湧いたような3月の国の補正予算ということで、私どもが去年の人口減少問題を受けてそれから各地へ意見を聞きに行き、女性の方の意見も聞き、そういった中で人口減少に対してどうやってこれから対応するかという中で、27年度の当初予算の中で考えられるものを予算化しておりました。その中で国の3月の補正予算についてまいりました今回の交付金に充てられるものを前倒しで進めておるところでございます。前倒しで進めておるものにつきましては、先行型という名前のとおり今回総合戦略の中に盛り込む必要があるということで以前から議会の中でも話をし、こういった中でご理解をいただいております。今やっておる事業については、特に趣旨から沿うものばかりだと思いますので、戦略の中には入れていく必要がございますので入れてまいります。それ以外に国が申しますところの人口ビジョンというのが2040年、2020年の人口から2040年までの30年間の人口のビジョンをつくるということで考えております。国が全体的に減っていく中で、それぞれの都道府県や市町が人口を維

持していくのが大変なことだと思っておりますけれど、私どもがやっている事業の中でも今すぐ即効性のある事業ばかりではございませんし、特に人口の関係ですとか、仕事の関係ですとか、そういったものは今すぐ何かをしたら激的に変わるというものではないと考えております。本当に40年先を見据えるような形をつくっていく必要があるかなと考えておりますし、今回の計画は5年間ということでもうすでに今年は始まっておりますが、特に28年度以降の4年間については何をどうしていくか、更にその5年間が終わった後にどうしていくかということも考えながら、様々な方々の意見を聞いて作っていくということにしております。

それから総合計画の関係ですけれども、こちらも28年度から後期計画に入っております。こちらの総合計画の中身につきましても既に5年が経過しておりますので、策定しておいた時点から比べますとかなり状況も変わっておりますし、5年前からみた10年先と今からみた5年先というのはかなり状況も違っておりますし、もう少し具体的に内容をしっかりとみて、計画を見直す必要があるのかなと思いますので、総合計画も併せて総合戦略の委員会の中で検討しながら双方の計画をリンクするような形をつくっていくという予定でありますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長 答弁が終わりました。再々質問ありますか。はい、2番 藤井君。  
(2番 藤井宏之君)

○ 2番 質問はいたしませんですが、今これから策定委員会で検討されていくということでしたのでその委員会の本当に期待をしておりますし、5年後には結果ができるような方向性をだしていただきたいというふうに期待しております。  
先ほどもう1つプレミアム振興券がまだ46%だと言われましたので、もう後今月残り足らず日にちが少ないですので、どうか100%目指してPRしていただきたいと思ひまして、質問を終わります。

○ 議長 2番 藤井宏之君の質問を終わります。  
次、3番 服部圭子君。  
(3番 服部圭子君)

○ 3番 議長に発言の機会を許可されましたので、一般質問させていただきます。  
私は白川町給食の食材について、いくつか質問したいと思います。  
私は去る3月18日に、給食センターにお邪魔致しましてお昼に給食をいただくまで見学させていただきました。8時に食材の小松菜が生産者の方から届けられ、食材の一部を保存し、土のついたレンコンを洗い、準備をしているところでした。細かく刻んだり、みじん切りのために機械にかけたり、大きな釜で炒め物をされているところ、それら出来上がったもの



を、保育園、学年ごとに、またはきつとアレルギー対応の子たちのために食器に詰め、そしてコンテナに詰め、それをトラックで各地区の学校へ運ばれていくところまで、本当にチームワークよく進められているところを固唾をのんで見学させていただきました。調理員の皆さんも昼休みまで休むことなく時間に合わせ調理し、昼休みにやっと、ほっとされた様子に、本当に給食という安全と時間という特殊な調理の大変さを感じさせていただきました。本当にいつも子どもたちのために、おいしい、心のこもった給食を作ってください本当にありがとうございます。この場で町民のひとりとしてお礼申し上げます。

さて私は、今回給食の食材について質問いたします。白川町には食品選定委員会があると思いますが、そこでの食品選定の基準は定められているのでしょうか。ありましたらどのようなものがあるかをお尋ねいたします。

また先の一般質問では、給食の和食化と弁当の日を設けるようご提案させていただきましたが、昨今食に関する様々な新しい社会変化があります。子どもたちの成長を保障し、安全な給食を提供できるように、なるべく地域でとれたもので、自然にかなった食材の使用を進められていると思います。ご尽力に感謝申し上げます。そこで、私は、最近の食に関する動きや変化が大きい、これからお話いたします点についてどのような考えで食品を選定して見えるのかをお尋ねいたします。

まず地場産の農産物の利用についてお尋ねいたします。現在の白川町産の食材使用をわかりやすく数値でおきかせください。白川町の農産物は減農薬、または無農薬で、作られているものが多いと伺っています。八百津町の視察でお伺いしましたら、有機農産物を積極的に使っているとのことでした。またそれらを生産する畑へ子どもたちの訪問など食農育も行って見えました。白川町での生産者の方との交流、食農育はいかなように行ってみえますか。また生産者の高齢化、仕入れ価格について、改善はされておられますでしょうか。より多くの地元生産の農産物が給食の食材で使われますために、今後の目標値設定をして取り組むことが大切と考えます。お考えをお聞かせください。

次に農薬の残留についてお尋ねします。農薬の残留値につきましての基準はどのようになっていますか。また、特定の農薬ネオニコチノイド系についてお尋ねします。

5月19日国の出しております官報によりますと、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき食品添加物等の基準が一部改正され農薬残留基準について、ネオニコチノイド系の残留基準が大幅に改正されました。簡単に

申しますと、私たちが食べています野菜、果物などの市場に出ている物の中に残留している農薬の残留限度が引き上げられ、より多い残留値が認められたという事です。欧米ではこの農薬は使用禁止にするなどの対策が取られ、これは中国、インド、ブラジルなども続いております。また、人に与える害も危惧されているときに、子どもたちの脳神経に影響するニコチン由来のこの農薬の使用が大幅に緩和されるのは、その根拠に安全性が考慮されているとはいいいがたいほどの大きな改正です。平成19年の基準値と比較いたしましたら、アセタミプリドでは、しゅんぎく、レタスが2倍、5ppmから10ppmまでの残留基準値許可がされております。またびっくりしますのはクロチアニジン、商品名ですと断トツ残留値が多いもので、小松菜、チンゲンサイ、特筆するのがほうれん草です。ここに表を挙げて通告しております。表の中のほうれん草を見ていただきますと、19年の基準値では3ppmでありましたのが、26年の今回の改正で40ppmまで認められることになりました。約13.3倍です。小松菜では1ppmが10ppmとなっています。このクロチアニジンは、EUでは数年前から使用が禁止されています。ですが日本では農薬の過剰使用を許してしまう、食品の安全性を進めることには逆行しているような改正だと思っております。特に小松菜、ほうれん草は日常的に使用量の多いものです。これ等は日本の伝統的な食生活の安全性さえ損なうものともいえます。また、ほうれん草は子どもや妊婦に推奨される栄養価の高いものですので、生産者の確認できない一般市場からの搬入には学校給食として避けていただきたいと思っております。これ等について対応していくべきだと思っておりますがいかがでしょうか。トレーサビリティの確認のできる葉物等を使用すべきだと思っております。これについてお尋ねいたします。

次に遺伝子組み換え食品について質問したいと思っております。遺伝子組み換え食品についての対応と基準をお答えください。日本は遺伝子組み換え食品の輸入世界1位であります。2012年米国農業省調べによると、とうもろこしは年間生産量1600万トン、その9割がアメリカ産で、その88%が遺伝子組み換え品種です。それらは家畜の餌、食用油、コーンスターチ等として使われております。また、大豆も年間300万トン、7割がアメリカ産で、その93%が遺伝子組み換えです。例えば醤油には表示義務がないために、この大豆等使われていても全く知ることができません。表示が5%以上使っているものだけに限られていますので、添加物等の遺伝子組み換えには表示がありません。ですから給食に使われている油、醤油について遺伝子組み換えの材料が入っているのではないかと考えられます。

遺伝子組み換え食品は、腫瘍、アレルギー、不妊症をおこす可能性が発表されております。遺伝子組み換え食品を使っているのは給食の材料では何があるのでしょうか。また今後の対応などをお尋ねいたします。

次に放射性物質についてお尋ねします。現在国の定めた基準値を超える放射性物質が検出された食品については、出荷が制限されており、市場に流通しない取り組みがされております。子どもたちを内部被爆から守るために、白川町の食材には放射性物質が含まれないようにすることが肝要だと考えます。現在の町の対応と今後についてお尋ねします。また、モニタリング調査をされていますが、全体1食を混ぜての測定であります。特定のものが高くても全体として薄まっているということも考えられますが、そのような検査方法についてもいかがでしょうか。また、牛乳の測定がなされていないのはどのような理由でしょうか。質問いたします。

つぎに個別の質問の最後となりますが、次亜塩素酸ナトリウムをつけたと思われる袋つめのフルーツが提供されています。ドライシステムの調理場なら果物は切って提供してもよいとされていると思っておりますが、民間保育園では、トウモロコシのゆでたてや、スイカ割なども行事の時にされております。こういった行事の時の食事に白川町では、公立保育園の中でやはり何らかの規制があるのでしょうか。なるべく袋でないフルーツがあれば丸かじりしたり、スイカ割などもさせてあげたい、そのように思いますが、それについてどのように考えておられるのでしょうか。お尋ねします。

最後に様々な問題が外部から、遺伝子組み換えですとか放射能ですとか押し迫ってきますが、農村にある白川町の給食の食材は極力トレーサビリティのわかる白川町のものを使用することが、子どもを危険から守る一番の方法だと考えます。そのことを進めるためにも、安全性を求める町民と、生産者、調理者と共に給食の食材を確保できるように考えを出し合うような機関を持ち行動していく必要があると思います。これらの今後の役目、取り組みについてもお聞かせください。以上、質問です。

○ 議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 嶋崎恒典君)

○ 教育課長

それでは3番 服部議員のご質問にお答えします。

議員には、現場に足を運んでいただき、給食センターが取り組んでいる実態をご理解いただいておりますことにお礼申し上げます。

さて給食の食材の安全性について、どのように確保しているかという質問でございますが、まず1点目の食品選定の基準についてですが、食材選

定委員会については特に要綱は定めておりませんが、給食センター事務長・栄養士・調理員2名の合わせて4人で給食に使用する食材の選定を行っています。選定の基準については、学校給食法の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」に基づいて、衛生上信用のおける食品納入業者を選定することはもちろん、JAS法や食品衛生法に基づいて選定しております。また特に重点をおいている事項として、可能な限り地場産を優先し、無ければ県内産を使用すること、生産地が表示されていること、遺伝子組み換え食品でないこと、添加物を可能な限り含まないものであること等を基準としております。

2点目の質問、白川町産の食材の使用量では主なものでは、大根が487kgで23.3%、ジャガイモは383kgで26.8%で、その他の野菜など26品目を合わせて、町内産では13.1%、県内産含めて全体の約65%となっております。生産者との交流においては、毎年、生産代表者会議を開催し、センターが必要としている野菜の数量などを示して作付けをお願いするほか、可茂農林事務所から講師を招き、営農と安全な野菜の生産、出荷について指導を受けています。

地産地消の推進においては、作った人の顔が見える野菜の使用は大切であり、形状をはじめ品質の向上について、農家の皆さんの理解と協力をお願いしてまいりたいと考えています。

食育については、生徒が農家に出かけて農業体験したり、営農組合の指導をいただき、お茶摘みや大豆・かぼちゃ等の作付けをするなど、また佐見小では餅米の作付けをし、採れた米を利用しての佐見っこ祭りでは高齢者との交流なども行っています。

3点目の残留農薬の件では、食品衛生法に基づき一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等が禁止されており、残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）により、納入業者からこれに抵触するものは購入することはありません。県内に流通する食品は毎月、残留農薬や、食品添加物などについて、保健環境研究所において検査を行っていますし、東日本農畜産物等の放射性物質の検査も同様に行っています。トレーサビリティについては、生産における履歴として、万が一の場合の確認としての役割があり、モラルの点も含め、安全・安心の確保を含め、できる限り作った人の顔が見える野菜の使用に努めたいと考えています。

4点目の遺伝子組み換え食品についての対応は、選定基準で申し上げましたとおり、厚生労働省が安全性について問題がないと判断したもの以外は使用しておりません。醤油については、納入業者から「品質規格書」の提

出を求め、遺伝子組み換えでない大豆を使用している醤油であることの確認をしております。

5点目の放射性物質については、残留農薬のところで申し上げましたとおり、県の保健環境研究所で検査を行っていますので、議員が述べられたとおり市場に流通しておらず、業者を通じて購入する食品は、国と県が定期的に検査しており安全であると考えています。

モニタリング調査については、岐阜県学校給食モニタリング事業として県教育委員会が実施し、本町でも4回の検査を実施しましたが、放射性セシウムは検出されませんでした。全体を混ぜての測定検査ではありますが、給食1食の量に対する検査であり問題はないと考えています。なお、県においては一年間でこの事業を終了しています。牛乳の測定がされなかったのは製造会社が独自に検査しているためであり、現在も牛乳の製品を毎月本社の検査機関に送り検査されていることを確認しています。

6点目の袋入りカットフルーツの件については、給食センターはドライシステムではありますが、平成8年にO-157が発生し衛生管理が見直されたときから、果物をカットする加工はしておりません。学校給食衛生管理基準では、野菜類は原則加熱調理することを定めており、これに準じた調理を行っているところであります。

自園給食を行っている保育園では、カットしてから食べるまでの時間が短いことから袋詰めでない果物を提供しているところもあり、これらに規制をかけることはありませんが、配送に時間を要するセンターでは、食中毒のリスクを回避するためカットフルーツを購入することとしています。

最後のご質問の件ですが、食材選定については近隣市町村においては母親代表や養護教諭が参加して食材の選定をしているところもあり、本町においても昨年検討しましたが、時間の都合などにより見送られた経緯があります。今後様々な課題について意見を交わすことが求められてきますので、新たな形づくりについて早急に検討していきたいと考えております。町の宝物である子供たちの安全・安心にあたり、給食の提供には万全を期してまいりますので、議員には今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。  
(3番 服部圭子君)

○ 3番 再質問させていただきます。私の質問で少しお答えいただけてない部分もありまして、それも含めてお願いいたします。

まずは要項が定められてないということですが、ここについてはやはり今

後はしっかりと作っていくべきだと思います。どのような選定基準をもって  
いるかというのを基準化して、書面化して作っていくべきではないかと思  
いますので、それについて質問いたします。

それと生産者の方々と代表者会議を今でもずっと続けられているというの  
はありがたいことだと思っております。ですがその中での高齢化の問題で  
すとか、生産者の人たちが増えているのか、そのような課題は今現在どのよ  
うなことがありますでしょうか。やはり、もっと広く現在の代表者会議とい  
うことだけではなく、この白川町は地元の物をどんどん使いたいんだとい  
うような発信をして、いろんな方の農産物を使っていくことはやはり農業とい  
うのですか、そういったものの振興にもなると思いますので、その辺の豊かな  
生産者の増加と関係づくり、その辺についてもお聞かせください。

そして残留農薬ですが、特にホウレンソウ、小松菜、それからクロチアニ  
ジンというのは非常にお茶についても50ppmと高いものなんですが、そ  
れについてのトレーサビリティというのがわかる例えばお茶でしたら町内  
にはクリーン農業をしているお茶等がありますので、そのようなものを積極  
的に使っていくということはしていただけるのでしょうか。それについてもお  
尋ねします。

そして遺伝子組み換えについては、お醤油が中身についてわかるというこ  
とは安心なことだと思いますので、少し安心した思いで聞かせていただきま  
した。今度ともそういった材料についても気配りしていただきたいと思います  
と思います。

放射性物質のことですが、実はモニタリングでは1kgあたり25ペグレルと  
いった数字でして、民間ですとセシウムですと5ペグレルまで測れるといった  
ものがあります。県の方では1年間で終了ということですが、刻々とこうい  
った面については変わってきますので、研究等今後また検査するということが  
可能になってきたときに、可能というかそういった方向で安心を確かめる  
ためにも検査するというのを町独自でも始めていく時期ではないかと思  
いますので、検討していただければというこをお聞かせください。

保育園の学校給食ですが、白川町は保育園も学校給食センターで賄ってい  
るという特区とお聞きしております。保育園での自園の場合は特に規制をさ  
れていないというふうに教育課長のほうからお伺いしましたが、実際に保育  
園の親さんから聞いた話では、行事の時ですとか親さんがいるときに衛生上  
問題があるのでカットした、例えばすいか割りとかそういったものができな  
いということを聞いたことがあります。ですのでそういうことは積極的に進  
めていいんだということでしたらそのようなことについて実際はどうである

かということを質問したいと思います。

最後に、新しい形づくりについて検討していきたくいというふうにおっしゃっていただきましたが、給食センターについては民間委託ということが計画されておりますが、そういうふうになるにしても豊かな安全な食を白川町の子どもたちに補償していくために、献立ですとか材料の選定にあたっては、民間の方ですとか保護者の方、それから選定委員のメンバーであります調理員さん、栄養士さん、生産者の方、こういった方で研究、推進、安全な食と豊かな食について、また白川町の給食はおいしいという伝統がありますので、そういった伝統をもっと推進していくための機関が必要だと思っております。このような機能を持った機関をつくるのが必要と思っておりますがそれについても対応をお聞きします。以上、再質問いたします

○ 議長 長 ここで休憩としたいと思います。午後1時まで休憩として、1時から再開としますので、お願いします。(午後12時00分)

○ 議長 長 再開します。(午後1時00分)  
一般質問を続けます。3番 服部圭子君の再質問に対するの答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 嶋崎恒典君)

○ 教育課長 それでは再質問の件でございますが、まず1点目の食材選定基準についてでございますけれども、この件につきましては、近隣市町村におきましても明文化しているところは無いという風に聞いております。ただ学校給食衛生管理基準の中におきましては、学校給食用食材の購入にあたっては食品選定のために委員会を設け、栄養教員ですとか保護者、そうした関係者の意見を尊重するというようなことも書かれておりますので、先ほどもふれましたけれども近隣町村の状況も踏まえながら、出来るだけ明文化したものでこれに準じた体制作りを進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の町内の生産者との関わりということでございますが、現在は大体16グループの方に納入いただいております、この数字はここ数年は大体同様の状況でございます。生産者の高齢化のことにつきましてご質問いただきましたが、これは教育委員会として取り組むことは中々困難なことでございますけれども、このメンバーにつきましてはチャオの出荷グループと同じようなグループでございますので、関係機関とも共闘しながらそういったことについても対処していきたいとなど、協力をしていただきたいと考えております。

学校給食習慣に生産者を交えた感謝祭なども行っておりますので、そういった食育授業などを通じまして、関係者とのいい関係づくりに努めていきたいと

いうふうに思っております。

3点目の残留農薬の件でございますが、給食の安全に対しては最も最大限の配慮をしなければならないことであると考えております。町独自の検査機関というものは有しておりませんので、今県の機関ですとか納入物品の表示で確認するほか、管内の給食センターも同様でございますので、お互いに連絡を取り合い、信頼性のある納入業者の確保などにも努めていきたいと思っておりますし、またトレーサビリティ、流通履歴でございますが、この確認などにもより、これらも含めまして情報の共有といった面にも努めてまいりたいと思っております。

4点目の放射性物質でございますが、先ほども言いましたように現在町では独自に検査する状況にはございませんけれども、過去には一定以上の数値が出た時には再度検査をするというようなことございましたので、今後状況を見まして、そういったことが必要な場合には対処していきたいと考えております。

5点目の保育園の行事における果物の件ですけれども、先ほどの答弁の中では給食センターで特に規制をしていることではないということで答えたつもりでしたけれども、若干食い違いがあったようでございますが、先ほども言いましたが、過去においてO-157が発生し、またノロウイルスが発生して以降、大変厳しくはなっております。できるだけ生の物は提供しないというような指導もあるようでございます。そういった行事の場合には県の指導もございますので、そういったことに十分配慮していただきまして、場所ですとか気温ですとか、それぞれ実施する団体におきまして万全を期していただくということでお願いしたいと思います。

6点目の民間委託の件につきましてですが、これにつきましては栄養管理とか食材調達といたしました給食の根幹にかかる分につきましては、従来通り町が担うと、調理業務ですとか配送業務については民間委託の検討をしているところです。個々の問題もございまして、今後関係者によりました検討委員会を立ち上げ、また給食の運営委員会ですとかPTA、保護者そういった方々に内容について十分説明をし、理解を求めていく予定でございますのでご理解をいただきますように、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○ 議長 答弁が終わりました。再々質問はございますか。はい。

(3番 服部圭子君)

○ 3番 最後の質問になってしまうので、まだちょっとお答えいただけてない部分があるんですが、お答えいただけてない部分はほうれん草とか小松菜、特に今回の改正によって非常に大幅な改正が行われています。例えばほうれん草でしたら40ppm、100gの中に入っている量ですので、これを普通の市場から



入れるということは、多分町内産でしたらほうれん草は十分賄えることだと思います。こういった葉物については、ですのでほうれん草、小松菜、お茶については町内産で、先ほどトレーサビリティのあるものというふうなお答えはありましたが、特にこれらについては非常に高い基準ですので、市場からは入れないというぐらいの、町内での生産者への依頼を十分してほしいというふうな点を要望というかしたいと思いますがいかがでしょうか。

先ほどちょっと聞き洩らしたかもしれないんですが、県内産は65%というご答弁でしたが、町内産の野菜についてなのかわかりませんが、町内産の野菜についての納入材料についてのパーセントをお聞きしたいのと、野菜だけではなく今はシイタケですとかお米、雑穀なども町内産から入っていると思うんですが、そういう人たちの生産者はこの16グループの中に入っていないんじゃないかと思うんですが、その辺でやはりチャオとかを通じて広く給食のことに目を向けてくれる生産者の人たちと一緒に巻き込んでいただきたいと思うんですが、そこについてもお聞きしたいと思います。

最後のところですが、民間委託について根幹は町が担うということですのでそれについては検討する何らかの委員会を持つということですが、私の質問は食材と給食をどんなふうにしていくかということについての機関ですね、そういったものがあるんじゃないか、つまり今ですとそういったものについては事務所長さんと栄養士さんと、調理士さんで白川町の給食文化を高めていっているという状態だと思いますし、その中でやっぱり栄養士さんの負担というのが一手に、事務所長さんはそういった専門家ではございませんし、栄養士さんの負担というのが非常に大きいというふうに思うわけなんです。ですので、栄養士さんと共に白川町の給食文化を育み向上していくために推進するための中心となる機関が必要ではないかというふうに考えます。これは、外部委託するとならなのおさらいのものだと思います。そういった場合は給食の食材の選定と献立は、ほとんど栄養士さんに任されることになると思いますので、そういった面でも民間の人たちを含めた食材の選定委員会、ここをしっかりとっていくべきではないかというような質問をさせていただきました。

最後に、保育園でのことは万全を期してその時々で衛生面の万全を期してやっていくということで、決してすいか割をしてはいけないとかそういうことではないというふうに受け取らせていただいたということですのでよろしいでしょうか。最後の質問ですがよろしくお願いします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 嶋崎恒典君)

○ 教育課長 農薬のことで、一つ一つの野菜についての基準が今度改正されまして、その

ことで質問いただきましたが、町としてはその一つ一つの農薬の基準についての判断基準をもっておるわけではございませんけれども、この全てのものが国の中でその基準に準じたものが認められておって、その物が流通するということでございますので、町としましては法定機関が定めました安全とするその基準について、物についてを仕入れていくということでございますけれども、議員が言われましたように、町内で仕入れることができる物につきましてはできる限りそのようにしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。

2点目の先ほどの生シイタケですとかそういう物ですが、先ほど言いました数値につきましては、全て野菜だけでなく、シイタケですとかそれから中には豆腐、若干加工品もございますけれども、豆腐では1、100kgほど入れておりまして、全体の24%ぐらい仕入れしておりますけれども、そういうものを含めての数字でございますのでご理解をいただきたいと思えます。

3点目は町内産は先ほど言いましたように、当初に言いましたそういった全てを入れまして町内産では数量で13.1%、県内産を含めて65%という数字でご報告いたすところでございます。

それから保育園のことにつきましては先ほども言いましたように、給食センターとして規制するものではございませんが、県の指導等ございまして〇-157ですとかノロウイルス、そういったものが大変発生があつてから厳しくなっておりますので、そういったことに万全を期して行っていただくということをお願いをしていきたいと思っております。

それから栄養士さんに負担がかかるということでございましたが、2回目の答弁で言いましたように、食材選定基準の基準の設けるのと、そこに入る選定委員会、その中に答弁で言いました栄養士ですとか保護者、そういったものが入っている市町村もございますので、そういったよその町村のものを参考にさせていただきまして、そういったうちのメンバー作りを再度しまして、できるだけ栄養士の負担も少なくしながら、多くの者でできるだけ安全な物を仕入れるということに心がけていきたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いしたいと思えます。

○ 議 長 答弁が終わりました。3番 服部圭子君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◇日程第5 承第1号 専決処分した事件の承認について

専第1号 平成26年度白川町一般会計補正予算（第6号）

○ 議 長 日程第5 承第1号「専決処分した事件の承認について」、専第1号「平成26年度白川町一般会計予算（第6号）」を議題とします。

報告を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君 登壇)

- 総務課長 承第1号 専決処分した事件の承認について、専第1号 平成26年度白川町一般会計補正予算(第6号)について、議案及び補正予算事項別明細書を朗読し報告した。
- 議長 報告が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。  
承第1号を報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。よって、承第1号「専決処分した事件の承認について」、専第1号「平成26年度白川町一般会計補正予算(第6号)」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第6 承第2号 専決処分した事件の承認について

専第2号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議長 日程第6 承第2号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
報告を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 高木昇君 登壇)
- 保健福祉課長 承第2号 専決処分した事件の承認について、専第2号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。
- 議長 報告が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。  
承第2号を報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。よって、承第2号「専決処分した事件の承認について」、専第2号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第7 承第3号 専決処分した事件の承認について

専第3号 白川町税条例等の一部を改正する条例について

- 議 長 日程第7 承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

報告を求めます。町民課長。

(町民課長 安江寿一君 登壇)

- 町民課長 承第3号 専決処分した事件の承認について、専第3号 白川町税条例等の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し報告した。

- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

承第3号を報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議 長 挙手全員であります。よって、承第3号「専決処分した事件の承認について」、専第3号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」は、報告のとおり承認されました。

◇日程第8 議第30号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について

議題31号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の締結について

- 議 長 日程第8 議第30号「白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について」、議題31号「赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の締結について」を一括議題とします。

説明を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 今井俊君 登壇)

- 建設環境課長 議第30号 白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について、議題31号 赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の締結について、議案及び提案説明を朗読し説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第30号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号「白川簡易水道中川浄水場増補改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

議第31号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号「赤川簡易水道切井浄水場増補改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第9 議第32号 平成27年度白川町一般会計補正予算(第1号)

- 議 長 日程第9 議第32号「平成27年度白川町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

- 議 長 お諮りします。本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

- 議 長 お諮りします。白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、特別委員会審査を、6月18日までに終わるよう、期限を付したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は、6月18日とすることに決定しました。

- 議 長 お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

- 議 長 ただ今、決定しましたとおり、本日はこれをもって延会とし、明日18日、本議場において会議を開きます。なお、時間は追って連絡します。

どうもご苦勞様でした。

(午後2時05分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員